

子ども・子育て支援に関するアンケート調査に基づく「量の見込み」

1. 全国共通で「量の見込み」を算出する項目

下記の事業については、全国共通で、市町村子ども・子育て支援事業計画で定める「教育・保育提供区域」ごとに「量の見込み」の算出を行います。

全国共通で「量の見込み」を算出する項目

	対象事業	対象児童年齢
1	教育標準時間認定（認定こども園および幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	3～5歳
2	保育認定①（幼稚園） ＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞	3～5歳
	保育認定②（認定こども園及び保育所）	3～5歳
3	保育認定③（認定こども園及び保育所＋地域型保育）	0歳、1・2歳
4	時間外保育事業	0～5歳
5	放課後児童健全育成事業	1～3年生、4～6年生
6	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト別）	0～18歳
7	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
8	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	3～5歳
		0～5歳
9	病児保育事業	0～5歳、1～6年生
10	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	0～5歳、1～3年生、 4～6年生
11	利用者支援事業	0～5歳、1～6年生

2. 「量の見込み」の考え方

(1) 家庭類型の考え方

アンケート調査結果を活用し、まず、対象となる子どもの父母の有無、就労状況から「家庭類型」を求めるもので、家庭類型の種類は、タイプAからタイプFの8種類となっています。「家庭類型」は、現在の家庭類型と、母親の就労希望を反映させた潜在的な家庭類型の種類ごとの分布を算出するもので、子どもの年齢区分により、0歳～就学前、0歳、1・2歳、3歳～就学前の4パターンを作成します。

家庭類型のタイプ

父親		母親		3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満		
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'			
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE		タイプD		
	120時間未満 下限時間以上						
	下限時間未満	タイプC'		タイプE'			
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない			タイプD		タイプF		

- タイプA** : ひとり親家庭
(母子または父子家庭)
- タイプB** : フルタイム共働き家庭
(両親ともフルタイムで就労している家庭)
- タイプC** : フルタイム・パートタイム共働き家庭
(フルタイムとパートタイムで就労している家庭)
(就労時間：月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部)
- タイプC'** : フルタイム・パートタイム共働き家庭
(フルタイムとパートタイムで就労している家庭)
(就労時間：月下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部)
- タイプD** : 専業主婦（夫）家庭
(父親または母親のどちらか一方が就労していない家庭)
- タイプE** : パートタイム共働き家庭
(両親ともパートタイムで就労している家庭)
(就労時間：双方が月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部)
- タイプE'** : パートタイム共働き家庭
(両親ともパートタイムで就労している家庭)
(就労時間：いずれかが月下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部)
- タイプF** : 無業の家庭
(両親とも無職の家庭)

※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなし、分類しています。

(2) 「家庭類型」と「特定教育・保育の量の見込み」を算出する項目の関係

「家庭類型」と「特定教育・保育の量の見込み」を算出する項目（対象事業）の関係から、タイプC'、タイプD、タイプE'、タイプFは、専業主婦家庭あるいは父母の就労時間の短い家庭（以下「就労時間短家庭」という。）として、「教育標準時間認定（認定こども園及び幼稚園）」に分類されます。

また、タイプA、タイプB、タイプC、タイプEは、保育の必要性の認定を受け得る家庭として、年齢に応じて「保育認定②（認定こども園及び保育所）」、あるいは「保育認定③（認定こども園及び保育所、地域型保育）」に分類されます。

但し、ひとり親家庭（タイプA）、共働き家庭（タイプB、タイプC、タイプE）のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される場合は、「保育認定①（幼稚園）」に分類されます。

家庭類型と関連する事業の分類

家庭類型	家庭類型に関連する事業の分類
<ul style="list-style-type: none"> ・タイプC'：フルタイム・パートタイム共働き家庭 ・タイプD：専業主婦（夫）家庭 ・タイプE'：パートタイム共働き家庭 ・タイプF：無業の家庭 	<p>【1号認定】</p> <p>◎教育標準時間認定 （認定こども園及び幼稚園） <専業主婦家庭、就労時間短家庭></p>
<ul style="list-style-type: none"> ・タイプA：ひとり親家庭 ・タイプB：フルタイム共働き家庭 ・タイプC：フルタイム・パートタイム共働き家庭 ・タイプE：パートタイム共働き家庭 <p style="text-align: center;">↓</p>	<p>【2号・3号認定】</p> <p>◎保育認定 （認定こども園及び保育所）</p> <p>◎保育認定 （認定こども園及び保育所+地域型保育）</p>
<p>※ただし現在幼稚園利用</p> <p style="text-align: right;">⇒</p>	<p>【2号認定】</p> <p>◎保育認定（幼稚園） （共働き家庭幼稚園利用のみ）</p>

3. 具体的な「量の見込み」の方法

「量の見込み」にあたっては、アンケート調査結果を活用し、以下の流れで算出していきます。

ステップ1

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプ分類します。
(家庭類型といいます。)

ポイント1

例えば、
・両親ともフルタイムで共働き
・父親フルタイムで母親パートタイム
など8つの家庭類型があります。

ステップ2

さらに、両親の今後（1年以内）の就労意向でタイプ分類します。(潜在家庭類型といいます)

ポイント2

市民ニーズに対応できるよう、今回の制度では、潜在家庭類型でアンケート回答者の保育・教育のニーズを把握することがポイントです。
i. 現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
ii. 現在就労していない母親の就労希望

ステップ3

将来（平成27年～平成31年の各年）の児童数を推計します。
「将来児童数×潜在家庭類型（構成割合）」で潜在家庭類型別の将来児童数を算出します。

ステップ4

該当事業・サービス別に利用できる家庭類型等が決まってくるので、「ステップ3」を踏まえ該当事業・サービス別の対象となる児童数を算出します。

ポイント3

例えば、病児病後児保育事業や放課後児童クラブ等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ5

該当事業・サービス別に回答者数を母数として、利用希望者数で“利用意向率”（該当事業・サービス別の利用希望者数／回答者数）を算出します。

ポイント4

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

ステップ6

「該当事業・サービス別の対象となる児童数×利用意向率＝ニーズ量」が算出されます。

ポイント5

将来児童数をかけあわせることで、平成27年から平成31年まで各年ごとのニーズ量が算出されます。